

「ワクチン・検査パッケージ」旅行者の対応について

令和4年1月11日(火)より実施する「ほっと一息、ぎふの旅キャンペーン(第4弾)」(以下「キャンペーン」という)の対象となる旅行については、「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ」の適用が必須となります。

以下のワクチン・検査パッケージの詳細を旅行前に必ずご確認ください。

- ・キャンペーンの割引を適用するには、下記の条件を満たす「ワクチン接種歴」または「陰性の検査結果」が必要です。

*** ワクチン接種歴:**

2回接種し、かつ、2回目接種から14日以上経っていること

*** 陰性の検査結果:**

確認日の3日前以降(抗原定性検査の場合は前日又は当日)の検体採取による検査結果が陰性であること

- ・健康上の理由や年齢制限(12歳未満)などによりワクチン接種を受けられない方については、薬局等において無料で検査を受けることができます。検査実施場所の一覧については、下記WEBページをご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/192870.html>

- ・検査結果通知書は、

①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限 が明記されているものをご用意ください。

※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果表通知を発行する場合は、②検査方法の代わりに使用したキット名、④検査所名の代わりに事業所名を記載。

※旅行の移動前に検査いただけますようお願いいたします。

- ・予防接種済証等は、撮影した画像や写し等を提示することも可能です。

- ・条件を満たさない場合(検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、2回目のワクチン接種から14日を経過していない場合等)はキャンペーンの適用対象外となります。

- ・同行者が条件を満たさない場合もキャンペーンの適用対象外となります。
- ・未就学児（概ね6歳未満）及び、感染が落ち着いている場合は12歳未満の方についても、同居する親等の監護者同伴により検査不要です。
- ・確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められません。
- ・予防接種済証等、又は検査結果通知書の確認は、本人確認と併せて確認を行います。本人確認のため旅行者全員分の身分証明書等を必ずご持参ください。
- ・ワクチンの効果は完全でなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があります。また、検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性や、偽陰性である可能性もあります。基本的な感染対策を徹底いただき、感染拡大の防止に十分ご配慮いただくようお願いいたします。
- ・旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活いただくようお願いいたします。